

## ▼保育料（利用者負担額）算定及び階層区分の認定について

・認可保育施設等へ入所した際の保育料（利用者負担額）及び階層区分は、次の項目に基づき決定されます。

### 1. 保護者様の『市町村民税額』と『世帯の状況』

■保護者様の『市町村民税所得割額の合計額』により、『認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表※P〇参照』に基づいて算定いたします。また、4月～8月分は前年度の課税額で算定し、9月～3月分は当年度の課税額でいたします。

※保育料（利用者負担額）算定に用いる『市町村民税所得割額』は、『住宅借入金等特別控除』、『寄附金税額控除』、『配当控除』、『外国税額控除』を適用する前の金額になります。

#### 【令和7年度の保育料（利用者負担額）】

年	令和7年										令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税年	前年度(令和6年度)の課税額で算定					当年度(令和7年度)の課税額で算定							
収入	※令和5年分の収入等に基づき課税					※令和6年分の収入等に基づき課税							

※当年度の市町村民税額が毎年6月に決定されるため、保育料（利用者負担額）は毎年9月に切替となります。

#### ① 同世帯に親族がいる場合

■算定対象保護者様だけの収入だけでは生計維持が難しい世帯、かつ、親族が同一世帯にいる場合は、親族の市町村民税額も含めて保育料（利用者負担額）を算定いたします。保護者様の収入（各種手当等を含む）が生活保護基準額に満たない場合は、保護者の収入だけでは生計維持が難しい状況であると判断いたします。

#### ② 上のきょうだいが私立幼稚園（新制度未移行）等に在籍している場合【階層区分が第4 - 2階層以上】

■『第4 - 2階層』以上の階層区分の方、かつ、上のきょうだいが以下の保育施設等（※1）に在籍している場合は、多子軽減の適用を受けるために『在園証明書』の提出が必要になります。

（※1）私立幼稚園（新制度未移行）、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚園部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援サービス、児童心理治療施設

#### ③ 別住所に居住している上のきょうだいがいる場合【第3 - 1階層～第4 - 2多子階層】

■多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります。

### 2. 保護者様の『課税情報』

■保護者様の『課税情報』が確認できない場合は、最も高い階層区分（第8階層）となります。

#### ① 保護者様が税申告を行っていない場合（未申告）

■正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。収入が無かった方も申告が必要になります。また、扶養に入っている方は、被扶養者としての申告が必要になります。申告後、課税情報の反映にお時間を要することがありますので、予めご了承ください。

【重要】市町村民税は、課税年の1月1日時点で居住していた市町村で課税されます。該当する市町村にて、手続き方法も含めてご確認ください。

#### ② 米軍人・軍属または国外に居住していた場合

■正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、『収入が分かる証明書（W-2等）（※2）』をご提出ください。

（※2）令和7年8月分までは『W-2（2023）』、令和7年9月分からは『W-2（2024）』を基に算定します。

### 3. 階層区分の変更

■『世帯の状況』や『課税額』に変更があった場合、階層区分が変更となることがありますので、届け出が必要になります。

#### ① 世帯の状況に変更がある場合

【例】婚姻・離婚・死亡 児童扶養手当の受給開始・停止 障がい世帯への変更 生活保護の開始・廃止

→変更があった日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

## ② 課税額に変更がある場合

【例】 個人で修正申告をした場合 会社が修正申告をした場合

→子育て支援課が修正を把握した日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

## ▼保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料のお支払いについて

■保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料は、在園している保育施設によって支払い先や支払い方法が異なります。

### 1. 支払い先

●市へ支払い → 『公立保育所の保育料及び給食費、延長保育料』・『私立保育園の保育料』

○保育施設へ支払い

→ 『私立保育園の給食費及び延長保育料』・『認定こども園・地域型保育事業所の保育料及び給食費、延長保育料』

項目/ 保育施設	公立保育所	私立保育園	認定こども園	地域型保育事業所
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い
給食費（※1）	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い	-
延長保育料	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い

（※1）0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

### 2. 支払い方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■お支払い方法について、『納付書払い』または『口座振替』となりますが、原則として『口座振替』でお支払いいただきますようお願いいたします。『○保育施設へ支払い』の方の支払い方法については、保育施設へ直接ご確認ください。

支払い期限（※納付書払い）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
引落日（※口座振替）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
登録できる金融機関	・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県農業協同組合 ・コザ信用金庫 ・沖縄県労働金庫（※金融機関にて手続き） ・ゆうちょ銀行（※郵便局にて手続き）

※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を送付いたします。

※定められた保育料等を納付しない場合、児童手当からの特別徴収（天引き）や差し押さえ等による滞納処分を行うことがあります。

### 3. 口座振替の手続き方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■お支払い方法を『納付書払い』から『口座振替』への変更を希望される方は、子育て支援課または金融機関にて手続きが必要になります。

#### 【手続きに必要なもの】

- ①宜野湾市保育料口座振替依頼書 ②通帳届出印 ③預金通帳等

#### 【注意事項】

- ・『宜野湾市保育料口座振替依頼書』は金融機関に無い場合がありますので、事前に子育て支援課にてお受け取りください。
- ・口座振替の登録には1ヶ月ほどお時間を要しますので、予めご了承ください。口座振替の手続き後に納付書が届いた場合は、口座振替の登録が完了していない状態のため、そのまま納付書でお支払いください。
- ・『ゆうちょ銀行』を希望される方は郵便局で、『沖縄県労働金庫』を希望される方は金融機関で直接お手続きをお願いします。
- ・通帳届出印の押印漏れ等の不備がある場合は、再度手続きが必要になりますのでご注意ください。